

販売会社：静岡信用金庫

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申し込みの際は、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はプルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当金庫は、組成会社等の委託を受け、お客様に商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	バリュー・セレクト終身 介護保障重視プラン (認知症給付特則付介護保障付一時払特別終身保険（米国ドル建）／無配当)
組成会社（引受保険会社）	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社（P G F 生命）
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一生涯にわたる器質性認知症への保障、介護保障、高度障害保障、死亡保障を確保できる終身保険です。 ・器質性認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金*¹）を、ご家族（介護保険金受取人*²）に託すことができます。 ・*1 介護保険金は介護費用や介護離職による介護者の収入減少に充てるために使われるものです。 ・*2 介護保険金受取人の指定には一定の制限があります。 ・保険料を一時払で払い込むことでまとまった資産を運用し、米ドル建ての保険で将来に向けた資産形成を行います。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約から2年経過以後は、器質性認知症への保障、要介護2からの介護保障、高度障害保障、死亡保障が一生涯にわたり継続します。 ・M C I・軽度介護特約の付加で、契約から2年経過以後は、軽度認知障害（M C I）や要支援1からの介護にもそなえることができます。 ・契約後2年間に被保険者が死亡された場合は、主契約部分の解約返戻金額、主契約部分の積立金相当額のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。 ・M C I・軽度介護特約を付加する場合には、特約部分を同様にお支払いします。 ・円建死亡給付金額最低保証特約を付加する場合、死亡給付金のお支払額は一時払保険料相当額（円換算）が最低保証されます。 <p>※この資料では、「ご契約のしおり・約款」の「米国ドル建M C I・軽度介護保障付終身保険特約」を「M C I・軽度介護特約」と読み替えて記載しています。</p>
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<p>この商品は、以下のご意向がある50歳から85歳のお客さまを念頭に組成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ドル建てでまとまった資金を長期にわたり運用しながら、終身にわたる認知症への保障、要介護2からの介護保障、高度障害保障、死亡保障を準備したいお客さま ・認知症や要介護状態になったときに使うお金（介護保険金）を、ご家族（介護保険金受取人）に託したいお客さま <p>この商品はP G F 生命が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスク、金利変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています（長期の保有を想定して組成している商品のため、特に契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご注意ください。また、解約により保障も失われます）。あわせて、金利と債券評価額の関係や為替変動につき理解でき、当面の生活資金を確保している方を想定しております。</p>
パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、外貨での「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。 ・他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。 ・詳細については、必ず金融商品の契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレットやご契約のしおり等をご確認ください。

クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」についての同意確認日（意向確認書兼適合性確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）であれば、電磁的記録または書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
-------------	---

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

損失が生じるリスクの内容	<p>【為替変動リスク】 この商品は米ドル建てであり、保険金、年金、解約返戻金等は、為替相場の変動による影響を受けます。 ・為替レートの変動がなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。 ・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。</p>																																												
	<p>【金利変動リスク】 解約返戻金は、運用資産（債券等）の市場価格の変動による影響を受けます。 ・債券は金利が上昇すると価格が減少します。解約返戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場価格調整を導入しています。</p>																																												
	<p>【解約時の元本割れリスク】 ・解約返戻金は米ドル建てでも一時払保険料を下回ることがあります。</p>																																												
〔参考〕 米ドルの騰落率	<p>【米ドル】 最大値30.4% 最小値▲17.3% 平均値2.5% ※ 2016年1月～2025年12月までの10年間の各月末における1年間の騰落率</p>																																												
〔参考〕 実質的な利回り	<p>【定義】 ・一時払保険料に対する契約日から20年経過後の契約応当日の積立金額の利回り（年複利）を実質的な利回りとします。（米ドルベース）</p> <p>【例：積立利率が4.07%、一時払保険料100,000米ドル 契約日が2025年12月16日から2025年12月31日 （MCI・軽度介護特約を付加する場合は特約保険料を含む）の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">円建死亡 給付金額 最低保証 特約</th> <th colspan="3">実質的な利回り（年複利）</th> <th colspan="2">一時払保険料に 対する第2保険期間の 保険金額の割合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">MCI・軽度介護特約 付加する</th> <th rowspan="2">MCI・軽度 介護特約 付加しない</th> <th rowspan="2">MCI・軽度 介護特約 付加する</th> <th rowspan="2">MCI・軽度 介護特約 付加しない</th> </tr> <tr> <th>主契約</th> <th>特約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">70歳・ 男性</td> <td>付加 しない</td> <td>1.85%</td> <td>1.90%</td> <td>1.13%</td> <td>1.90%</td> <td>161.3%</td> <td>163.5%</td> </tr> <tr> <td>付加 する</td> <td>1.83%</td> <td>1.89%</td> <td>1.11%</td> <td>1.89%</td> <td>160.7%</td> <td>162.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳・ 女性</td> <td>付加 しない</td> <td>2.08%</td> <td>2.15%</td> <td>1.19%</td> <td>2.15%</td> <td>168.1%</td> <td>171.3%</td> </tr> <tr> <td>付加 する</td> <td>2.07%</td> <td>2.14%</td> <td>1.18%</td> <td>2.14%</td> <td>167.8%</td> <td>171.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記利回りは、一定の条件に基づいた参考値のため、実際に適用される利回りは、個別の設計書をご確認ください。 ※本商品は、器質性認知症・介護への保障の充実や死亡保障を目的としており、収益獲得を目的とした商品および中途解約を前提とした商品ではありません。</p>		円建死亡 給付金額 最低保証 特約	実質的な利回り（年複利）			一時払保険料に 対する第2保険期間の 保険金額の割合		MCI・軽度介護特約 付加する		MCI・軽度 介護特約 付加しない	MCI・軽度 介護特約 付加する	MCI・軽度 介護特約 付加しない	主契約	特約	70歳・ 男性	付加 しない	1.85%	1.90%	1.13%	1.90%	161.3%	163.5%	付加 する	1.83%	1.89%	1.11%	1.89%	160.7%	162.9%	70歳・ 女性	付加 しない	2.08%	2.15%	1.19%	2.15%	168.1%	171.3%	付加 する	2.07%	2.14%	1.18%	2.14%	167.8%	171.1%
				円建死亡 給付金額 最低保証 特約	実質的な利回り（年複利）			一時払保険料に 対する第2保険期間の 保険金額の割合																																					
MCI・軽度介護特約 付加する					MCI・軽度 介護特約 付加しない	MCI・軽度 介護特約 付加する	MCI・軽度 介護特約 付加しない																																						
主契約		特約																																											
70歳・ 男性	付加 しない	1.85%	1.90%	1.13%	1.90%	161.3%	163.5%																																						
	付加 する	1.83%	1.89%	1.11%	1.89%	160.7%	162.9%																																						
70歳・ 女性	付加 しない	2.08%	2.15%	1.19%	2.15%	168.1%	171.3%																																						
	付加 する	2.07%	2.14%	1.18%	2.14%	167.8%	171.1%																																						
〔参考〕 解約返戻金推移（率）	個別の設計書をご確認ください。																																												

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「為替リスクについて」「市場金利変動リスクについて」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑨ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

<p>購入時に支払う費用 (販売手数料など)</p>	<p>この商品には契約初期費用はありませんが、保険期間中、ご負担いただく費用があります。</p> <p>【積立利率を設定する際にかかる費用】 積立利率の計算にあたって、指標金利によって算定される基準利率から保険契約の締結・維持に必要な費用として新契約費率および維持費率を差し引いています。</p>																																																					
<p>継続的に支払う費用 (信託報酬など)</p>	<p>【積立金より控除される費用】 契約から2年経過以後、将来の死亡保障、高度障害保障、介護保障および器質性認知症の保障に必要な費用が積立金から控除されます*。 * M C I ・軽度介護特約を付加した場合、軽度な介護保障および軽度認知障害（M C I）の保障に必要な費用も控除されます。</p> <p>上記「積立利率を設定する際にかかる費用」および「積立金より控除される費用」は、10年間分を年率換算すると、1.7%～3.3%（基準利率3.0%の場合）となります。 なお、年齢別・性別に費用が異なるため、一律に記載することはできませんが、代表的な年齢ごとの費用は以下の通りとなります。</p> <p>(代表例：円建死亡給付金額最低保証特約およびM C I ・軽度介護特約付加なしの場合)</p> <table border="1" data-bbox="451 1061 1485 1435"> <thead> <tr> <th rowspan="2">積立利率</th> <th colspan="4">男性</th> <th colspan="4">女性</th> </tr> <tr> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> <td>1.7%</td> <td>1.9%</td> <td>1.4%</td> <td>1.5%</td> <td>1.6%</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>3.0%</td> <td>1.8%</td> <td>2.0%</td> <td>2.4%</td> <td>3.0%</td> <td>1.7%</td> <td>1.8%</td> <td>2.2%</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>5.0%</td> <td>2.2%</td> <td>2.6%</td> <td>3.2%</td> <td>4.2%</td> <td>2.0%</td> <td>2.2%</td> <td>2.9%</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>7.0%</td> <td>2.8%</td> <td>3.3%</td> <td>4.1%</td> <td>5.4%</td> <td>2.5%</td> <td>2.7%</td> <td>3.6%</td> <td>5.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※円建死亡給付金額最低保証特約を付加した場合、契約後2年間は、死亡給付金を円で最低保証するための費用が積立金から控除されます。なお、この費用については、年齢別・性別の発生率を用いて算出しているため一律に記載することができません。 ※小数点第2位を切り上げて表示しています。</p> <p>【年金受取期間中にご負担いただく費用】 年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2026年4月現在）を年金支払日に積立金額より控除します。</p>	積立利率	男性				女性				50歳	60歳	70歳	80歳	50歳	60歳	70歳	80歳	1.0%	1.5%	1.5%	1.7%	1.9%	1.4%	1.5%	1.6%	1.9%	3.0%	1.8%	2.0%	2.4%	3.0%	1.7%	1.8%	2.2%	2.9%	5.0%	2.2%	2.6%	3.2%	4.2%	2.0%	2.2%	2.9%	4.0%	7.0%	2.8%	3.3%	4.1%	5.4%	2.5%	2.7%	3.6%	5.1%
積立利率	男性				女性																																																	
	50歳	60歳	70歳	80歳	50歳	60歳	70歳	80歳																																														
1.0%	1.5%	1.5%	1.7%	1.9%	1.4%	1.5%	1.6%	1.9%																																														
3.0%	1.8%	2.0%	2.4%	3.0%	1.7%	1.8%	2.2%	2.9%																																														
5.0%	2.2%	2.6%	3.2%	4.2%	2.0%	2.2%	2.9%	4.0%																																														
7.0%	2.8%	3.3%	4.1%	5.4%	2.5%	2.7%	3.6%	5.1%																																														
<p>運用成果に応じた費用 (成功報酬など)</p>	<p>ありません。</p>																																																					

解約をした場合の費用 (解約控除など)	<p>・解約控除率 7.0～0.7%</p> <p>ご契約を解約・減額する場合などに控除する費用です。</p> <p>契約日から10年未満に解約（減額）する場合、解約（減額）する積立金額に対し、経過年数に応じて所定の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。</p>					
	経過年数	～1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
	解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%
	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
	解約控除率	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%
※市場金利の変動があった場合、解約控除とは別に、解約返戻金額が減少することがあります（中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額が減少することがあります）。						
通貨の換算に関する費用	<p>・円をドルに換算するとき、1ドルあたり50銭の費用が発生します。</p> <p>・ドルを円に換算するとき、1ドルあたり1銭の費用が発生します。</p>					
特約を付加した場合の費用	特約を付加した場合の通貨に関する費用は、以下のとおりです。					
	特約名称	為替レート ^{*1}	適用日			
	円換算払込特約	TTM+50銭	一時払保険料の円換算額	P G F生命受領日 (着金日) ^{*2}		
	円換算支払特約	TTM-1銭	死亡給付金・死亡保険金・ 高度障害保険金・介護保険金・ 解約返戻金	書類到着日の前日 ^{*3}		
			年金（年金の原資を米ドルとし、 年金支払時に円換算する場合）	年金支払日の前日 ^{*3}		
年金（一括で円換算し、年金の 原資を円とする場合）			年金開始日の前日 ^{*3}			
<p>*1 P G F生命が指標として指定する銀行が公示する為替レートを対顧客電信相場の仲値（TTM）として用います。</p> <p>*2 P G F生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直後のその銀行の営業日を換算基準日とします。</p> <p>*3 P G F生命が指標として指定する銀行の休業日の場合、その日の直前のその銀行の営業日を換算基準日とします。</p> <p>※M C I・軽度介護特約を付加している場合、特約保険金等も同様のお取り扱いです。</p>						

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約にかかる費用について」に記載しています。

(質問例) ⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

・解約はいつでも可能です。

・解約する場合、解約控除や、市場金利の変動の影響により、解約返戻金は米ドル建てでも一時払保険料を下回ることがあります。

・また、解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「ご契約の解約と解約返戻金」に記載しています。

(質問例) ⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当金庫の利益とお客様の利益が反する可能性

当金庫がお客さまにこの商品を販売した場合、当金庫は、この商品の組成会社である P G F 生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、以下の手数料をいただきます。

契約時手数料：一時払保険料*に対して、3.50%または 2.00%

継続手数料：一時払保険料*に対して、年率 0.18%または 0.10%（最長 9 年間）

* M C I・軽度介護特約を付加した場合、主契約と特約の保険料の合計額となります。

組成会社との間の人的関係や資本的关系

当金庫とこの商品の組成会社等間に資本関係等の特別な関係はありません。

販売会社における業績評価

当金庫の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。

お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する基本方針

https://www.seishin-shinkin.co.jp/indicator/inducator/fiduciary_duty.html

（質問例）⑬ あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

【一時払保険料】

一般の生命保険料控除の対象となります。

【死亡給付金／死亡保険金（主契約・特約）】

契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税または贈与税または所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

【介護保険金（特約）、高度障害保険金（主契約・特約）およびリビング・ニーズ特約（10）による保険金等の受取人】

主契約の被保険者であり所得税および住民税は非課税となります。

【介護保険金（主契約）の受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合】

所得税および住民税は非課税となります。ただし、法令等の趣旨に逸脱した場合には、この限りではありません。

【解約返戻金（主契約・特約）】

解約返戻金額と一時払保険料等の差額が所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※上記内容は 2025 年 12 月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」の「税務のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

P G F 生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」

https://www.pgf-life.co.jp/st/products/spwl_swnc/general/pdf/12.pdf

※販売中商品の最新版を掲載しています。



契約締結にあたっての注意事項等や金融商品の内容等をまとめた「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」を交付いたします。